

成年後見人等の辞任許可 + 選任 の申立て

★必要書類等★

- 申立書
- 候補者の住民票
- 後見人等候補者事情説明書（記載例を参考にしてください。）
- 申立手数料 収入印紙 1,600円分
- 登記手数料 収入印紙 1,400円分（未成年後見人は不要）
- 郵便切手 3,600円分
(500円×4枚, 84円×10枚, 63円×10枚,
10円×10枚, 2円×10枚, 1円×10枚)
- (後見登記の変更手続きをしている場合)
登記事項証明書 又は
変更後の 本人の戸籍謄本/本人の住民票

★注意点★

- 後見人（保佐人・補助人）候補者の方は、あらかじめ「成年後見制度と後見人の職務について」を読んでおいてください。
- 申立てをされた方と後見人（保佐人・補助人）候補者の方は、面接のため、後日家庭裁判所にお越しいただきます。
- 面接までに、本人の財産目録・収支報告書・預金通帳等の添付資料を提出していただく可能性があります。
- 後見人（保佐人・補助人）候補者の方には、後日、家庭裁判所で行われる後見等事務説明会を受講していただきます。

成年後見制度と後見人の職務について

成年後見制度とは

成年後見（以下単に「後見」といいます。）制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が十分でない場合（認知や記憶等に障害のある方，知的障害者，精神障害者など）に，本人を法律的に保護し，支えるための制度です。

たとえば，本人が，預金の解約，福祉サービスを受ける契約の締結，遺産分割の協議，不動産の売買などをする必要があっても，本人に判断能力がほとんどなければ，そのような行為はできませんし，判断能力が十分ではない場合にこれを本人だけで行うと，本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため，本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

このように，判断能力が十分ではない方のために，家庭裁判所が援助者を選び（審判），この援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

～注意！！～

後見開始の審判を受けた本人は，様々な制約を受けることになります。

例えば，会社の取締役や公務員になれない，一定の資格を取得できない，印鑑登録が抹消されるなど，本人の社会生活に影響が及びます。どのような制約があるかは，それぞれの法律で定められているため，すべてを列挙することはできかねます。個別の資格制限等は，お手数ですが，ご自身でお調べください。

後見制度の類型

後見制度には，本人の判断能力の状態によって，三つの類型があります。

また，援助者に選任されるのは1人とは限らず，必要に応じて，複数の人や法人（団体）が選任されることもあります。

| 類 型 | 本人の判断能力 | 援 助 者 | |
|------|---------|-------|------------------------|
| 後見開始 | 全くない | 後見人 | それぞれの監督人が選任されることがあります。 |
| 保佐開始 | 著しく不十分 | 保佐人 | |
| 補助開始 | 不十分 | 補助人 | |

- ※ 後見人 . . . 本人の財産行為についてすべての代理権を有し、療養看護の方針を決定します。
- ※ 保佐人 . . . 本人の重要な財産行為に対して同意をするかどうか判断したり、同意していないのに行われた財産行為を取り消したりします。
特定の行為については、別途「代理権付与」の申立てを行い、審判で認められた範囲で代理権を持つことになります。
- ※ 補助人 . . . 審判で認められた重要な財産行為について、本人に対し同意を与えたり、補助人の同意なくしてなされた財産行為を取り消したり、特定の行為について本人を代理します。補助開始の申立てと一緒に、「同意を要する行為の定め」と「代理権付与」のいずれか一方又はその両方の申立てを行っていただくことになります。

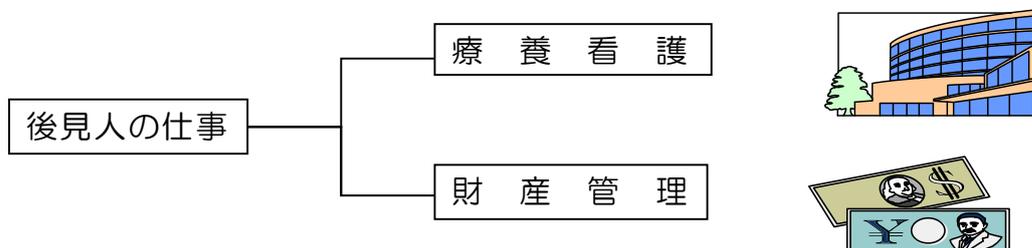
～注意！！～

いったん後見が開始すると、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまで後見が続きます。

したがって、**保険金の受領や遺産分割など申立ての直接の目的が達せられても、後見人としての役目が終わるわけではありません。**

後見人の職務

家庭裁判所は、申立人等から推薦された候補者にとらわれず、いろいろな事情を考慮して、後見人を選任します。選任された後見人は、本人の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。



1 療養看護

- (1) 本人の介護契約，施設入所契約，医療契約等についての代理権を行使します。
- (2) 本人の生活のために必要な費用を，本人の財産から計画的に支出します。
- (3) 後見人に就任したら，まず，本人の財産，収入を把握し，医療費・税金などのきまった支出の概算をし，療養看護の計画を立て，収支の予定を立てます。
- (4) 本人の療養看護は長期にわたることもありますので，中長期的展望に立って，最善の療養看護ができるように計画します。

2 財産管理

- (1) 本人の財産を管理します。
- (2) 本人の財産に関する法律行為についての代理権（取消権）を行使します。
- (3) 後見人就任後，1か月以内に本人の財産を調査し，財産目録を作成して，家庭裁判所に提出します。
- (4) 本人の財産は，あくまで本人のものであり，後見人や第三者のために使用したり，貸し付けたりできません。また，本人名義の財産を後見人個人の名義にすることもできません。
- (5) 本人の財産に損害を与えないような安全な方法で管理します。
- (6) 本人の財産から支出できるものは，基本的には，本人の生活・療養看護に関する費用です。その他，本人が扶養していた配偶者や未成年者の生活費や後見事務に必要な費用も支出できます。
- (7) 本人の収入，支出について，金銭出納帳を付け，領収書等の資料を保管しなければなりません。
- (8) 本人の居住用の不動産について，売却，建物の取壊し，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定などの処分をする場合には，家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをする必要があります。
- (9) 後見人と本人がお互いに遺産分割や賃貸借の当事者になるなど，利益が相反するときは，家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをする必要があります。

3 職務の終了

- (1) 後見人の任務は，辞任，解任，後見開始審判の取消し，本人の死亡などにより終了します。終了の際は終了報告書等を提出していただきます。
- (2) 本人が亡くなられた場合には，必ず京都家庭裁判所後見センターまでご一報下さい。

4 後見人の責任

- (1) 後見人としてふさわしくないときは，辞めていただくことがあります。
- (2) 注意義務に違反し，損害が発生した場合は損害の賠償を求められたり，不正な行為があった場合には刑事罰を受けることがあります。

後見人の報酬付与

後見人の報酬は、「報酬付与」の申立てに対して家庭裁判所の審判があつてはじめて認められることとなりますので、本人の財産から勝手に差し引くことは許されません。報酬額は、家庭裁判所が決定します。

家庭裁判所の後見監督

後見等開始後、家庭裁判所は、必要に応じて後見事務等の監督（事務等が適切に行われていることの確認や指導助言）をします。家庭裁判所から求めがあったときにすぐ報告できるように、日ごろから準備しておくことが必要になります。

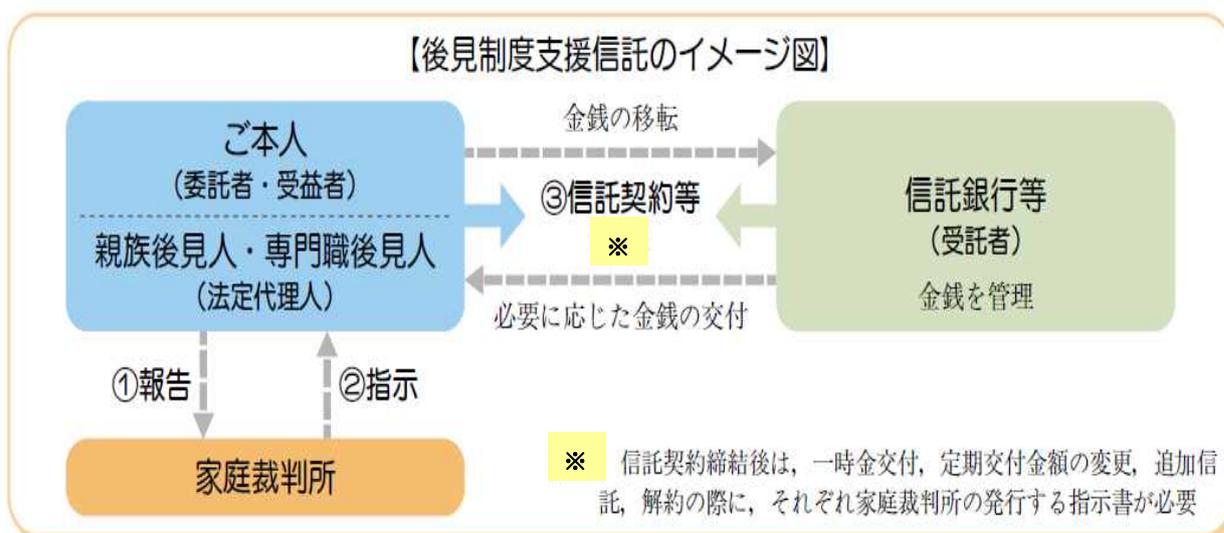
後見人が不適切な後見事務等を行うと、原状回復を求められたり、内容によっては解任されたり、あるいは業務上横領罪等の刑事責任を問われたりすることもあります。

後見制度支援信託

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

成年後見と未成年後見において利用することができます（保佐、補助及び任意後見では利用できません。）。

後見制度支援信託の詳細については、家庭裁判所が配布しているパンフレット「**後見制度において利用する信託の概要**」をご覧ください。



後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合には提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

候補者の氏名 _____ 印 _____

候補者の住所

- 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
- 次のとおり

〒 _____ - _____

住所： _____

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 _____（ _____ ）
（携帯・自宅・勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 電話してもよい・支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など（法人が候補者の場合には記載不要です。）

(1) 職業

（職種： _____ 勤務先名： _____）

(2) あなたと同居している方を記載してください。

- 同居者なし
- 同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

（氏名： _____ 年齢： _____ あなたとの続柄： _____）

(3) 収入等

収入（年収）（ _____ 円）

資産

不 動 産

- 預貯金 (_____ 円)
 - 有価証券
 - その他 (内容: _____)
- 負債 (借金)
- 住宅ローン (_____ 円)
 - 自動車ローン (_____ 円)
 - 消費者金融 (_____ 円)
 - その他 (内容: _____) (金額: _____ 円)

(4) あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には、その方の続柄と収入を記載してください。

あなたとの続柄 (_____) ・ 収入 (年収) (_____ 円)

(5) あなたの現在の健康状態 (差し支えない範囲で記載してください。)

- 健康体である。
- 具合が悪い。(具体的な症状: _____)
- 通院治療中である。
(傷病名: _____ 通院の頻度: ____ か月に ____ 回程度)

(6) あなたの経歴 (最終学歴・主な職歴) について書いてください (差し支えない範囲で記載してください。)。

| 年 月 | 経 歴 | 年 月 | 経 歴 |
|-----|-----|-----|-----|
| • | | • | |
| • | | • | |
| • | | • | |
| • | | • | |
| • | | • | |

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- 次の事項に該当する。
 - 未成年者である。
 - 家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人等を解任されたことがある。
 - 破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
 - 現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
 - あなたの [配偶者 親 子] が，現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
- いずれにも該当しない。

3 あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無、家計状況、面会頻度、介護、援助、事務等）

- (1) 本人との関係 本人の親族（続柄：_____） その他（_____）
- (2) 本人との同居の有無
現在、本人と 同居中である。（同居を開始した時期_____年___月～）
 別居中である。
- (3) 本人との家計の状況
現在、本人と 家計が同一である。 家計は別である。
- (4) ※ 本人と別居中である方のみ回答してください。
本人との面会の状況 月に（___）回程度 2～3か月に1回程度
 半年に1回程度 年に1回程度
 ほとんど会っていない その他（_____）
- (5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

4 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 なし あり（具体的な金額、内容：_____）
- ・ 担保提供 なし あり（具体的な金額、内容：_____）
- ・ 保証 なし あり（具体的な金額、内容：_____）
- ・ 立替払 なし あり（具体的な金額、内容：_____）

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。
 返済を求める意思はない。 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

6 本人の財産管理と身上保護（療養看護）に関する今後の方針、計画

- 現状を維持する（本人の財産状況、身上保護状況が変化する見込みはない。）。
- 以下のとおり、**財産状況**が変化する見込みである。

（大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。）

- 以下のとおり、**身上保護（療養看護）の状況**が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。）
-
-

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
 あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1) 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
 理解できないところがある。又は疑問点がある。
(理解できないところや疑問点について記載してください。)
-

- 理解できていない。
→ 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

(2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ア 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
イ 本人の財産を本人以外の者のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
ウ 本人の収支状況を把握し、適切に管理すること。
エ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的な報告を行うなど、後見等事務の監督を受けること。
 全てに同意する。
 同意できない。又は疑問点がある。
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)
-

後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合には提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の口にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

候補者の氏名 **甲野 夏男**



候補者の住所

- 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
- 次のとおり

〒 _____ - _____

住所： _____

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 000（0000）0000

（携帯・自宅・勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 電話してもよい・支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など（法人が候補者の場合には記載不要です。）

(1) 職業

（職種： 会社員 勤務先名： 〇〇株式会社）

(2) あなたと同居している方を記載してください。

同居者なし

同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

（氏名： 甲野 花子 年齢： 〇〇 あなたとの続柄： 母）

（氏名： 甲野 海子 年齢： 〇〇 あなたとの続柄： 妻）

（氏名： 甲野 海人 年齢： 〇〇 あなたとの続柄： 長男）

（氏名： _____ 年齢： _____ あなたとの続柄： _____）

(3) 収入等

収入（年収）（ 〇〇〇万 円）

資産

不 動 産

- 預貯金 (〇〇〇万 円)
- 有価証券
- その他 (内容: _____)
- 負債 (借金)
- 住宅ローン (_____ 円)
- 自動車ローン (〇〇万 円)
- 消費者金融 (_____ 円)
- その他 (内容: _____) (金額: _____ 円)

(4) あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には、その方の続柄と収入を記載してください。
 あなたとの続柄 (妻) ・ 収入 (年収) (〇〇〇万 円)

(5) あなたの現在の健康状態 (差し支えない範囲で記載してください。)

健康体である。

具合が悪い。(具体的な症状: _____)

通院治療中である。
 (傷病名: _____ 通院の頻度: ____ か月に ____ 回程度)

(6) あなたの経歴 (最終学歴・主な職歴) について書いてください (差し支えない範囲で記載してください。)

| 年 月 | 経 歴 | 年 月 | 経 歴 |
|------|-----------|-----|-----|
| 平〇・〇 | 〇〇学校を卒業 | ・ | |
| 平〇・〇 | 〇〇株式会社に就職 | ・ | |
| ・ | | ・ | |
| ・ | | ・ | |
| ・ | | ・ | |

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- 次の事項に該当する。
- 未成年者である。
- 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。
- 破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
- 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
- あなたの [配偶者 親 子] が、現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
- いずれにも該当しない。

- 以下のとおり、**身上保護（療養看護）**の状況が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。）

本人が退院した場合、申立人の体調を考えると同居は難しいので、将来的には老人ホームの入所を検討したい。

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

- 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
 あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1) 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- 理解している。
 理解できないところがある。又は疑問点がある。
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

理解できていない。

→ 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

(2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ア 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
イ 本人の財産を本人以外の者のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
ウ 本人の収支状況を把握し、適切に管理すること。
エ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的な報告を行うなど、後見等事務の監督を受けること。
 全てに同意する。
 同意できない。又は疑問点がある。
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)
-